

所沢市立 椿峰小学校 P T A 規約

第 1 章 総 則

第 1 条（会の名称及び事務所）

この会は、所沢市立椿峰小学校 P T A とし、事務所は椿峰小学校（所沢市小手指南 5 丁目 2 0 番地の 1）に置く。

第 2 条（目的）

この会は、父母・教職員が協力して、家庭と、学校と社会における健全な児童の育成をはかるとともに、会員の教養と親和を深めることを目的とする。

第 3 条（性格）

この会は、憲法と教育基本法に基づいて民主的に組織され、運営される団体であり、他から支配されたり干渉を受けたりしない。

第 4 条（活動）

この会は、第 2 条の目的を達成するために次の活動を行う。

- 1 学校と家庭との連絡や親睦を深める。
- 2 地域や学校の環境をよくするための活動をする。
- 3 国及び地方公共団体に対して、学校教育並びに社会教育の充実を働きかける。
- 4 会員相互の教養を高め、親睦をはかる。
- 5 その他、この会の目的を達成するために必要な活動をする。

第 5 条（会員）

- 1 この会の会員は、椿峰小学校に在籍する児童の父母又は、これに代わる保護者と同校に勤務する教職員とする。
- 2 会員は、入会届けを提出し、会費を納める。
- 3 会員は、すべて平等の権利と義務を有する。

第 2 章 組 織

第 6 条（組織構成）

この会に次の組織を置く。

- ・ 総会
- ・ 運営委員会
- ・ 学級会、学年委員会
- ・ 地区会、地区委員会、校外委員会
- ・ 広報委員会
- ・ 教養委員会
- ・ 役員会

第 7 条（総会）

総会は全会員を以て構成され、この会の最高議決機関とする。

- 1 定期総会は、年度初めに会長が招集する。
- 2 臨時総会は、運営委員会が必要と認めた時、又は全会員の 1/5 以上の要求があったとき、開かなければならない。

第 8 条（議長及び成立並びに議決の方法）

- ・ 総会の議長は、出席者の中から選出する。
- ・ 総会は全会員の 1/2 以上の出席（委任状を含む）をもって成立する。
- ・ 議決は、出席者の過半数で決め、賛否同数の時は議長がこれを決める。

第 9 条（議決事項）

総会は次の事項を議決する。

- 1 活動報告・決算報告とその承認
- 2 役員承認
- 3 年度計画と予算の承認
- 4 規約の改正
- 5 その他、この会の重要事項

第10条（運営委員会）

- 1 運営委員会は、総会に次ぐ議決機関であり、会の運営にあたる。
- 2 運営委員会は、必要に応じて会長が招集する。又、構成員の1/4以上の要求があった時、開かなければならない。

第11条（運営委員会の構成）

運営委員会は、次の者で構成する。

- 1 会長・副会長・書記・会計
- 2 各学年正・副委員長
- 3 各地区委員長
- 4 各学年教員代表
- 5 広報委員長・副委員長
- 6 教養委員長・副委員長

第12条（運営委員会の任務）

運営委員会は、次の任務を執行する。

- 1 総会に提出する議案書を作成する。
- 2 各委員会の提出する計画を検討し調整する。
- 3 緊急事項について審議し、決定する。なお、運営委員会での決定事項は総会の承認を得るものとする。
- 4 運営委員会は、構成員の過半数の出席をもって成立する。議決は、出席者の過半数以上とする。代理出席の議決権を認める。

- ・ 本部役員は、次回の運営委員会に於いて議決権の行使を伴う採決の発生が予想、もしくは予定される場合は、その旨を事前に各委員に連絡する。

第13条（学級会・学年委員会・学級委員全体会）

- 1 学級会は、その学級の父母と教員によって構成され、学級活動を行う。
- 2 学級会に、学級委員2～3名を置く。
- 3 学年委員会は、学年ごとに学級委員と教員によって構成し、学年内の連絡調整をはかる。
- 4 学年委員会は、学級委員の互選により、正・副委員長2名を選出する。
- 5 学級委員全体会は、必要に応じて開くことができる。

第 14 条（地区会・地区委員会・校外委員会）

- 1 学区内の地域をいくつかの支部に編成し、その中に通学班単位の地区会を置く。
- 2 地区会に地区委員を置く。原則として通学班班長の親とする。
- 3 各支部ごとに、必要に応じて地区委員会を開く。
- 4 地区委員会は、地区委員の互選により、地区委員長 1 名・副地区委員長 2 名を選出し、校外委員会を構成する。
- 5 校外委員会は、地区委員長の互選により、委員長 1 名・副委員長 2 名を選出する。

第 15 条（広報委員会）

- 1 広報委員会は、P T A 広報紙を発行する。
- 2 広報委員は、教員 2 名と各学級から 1 名選出し、委員の互選により正・副委員長 2 名を選出する。

第 16 条（教養委員会）

- 1 教養委員会は、家庭教育学級の活動を行う。
- 2 教養委員は、教員 2 名と各学級から 1 名選出し、委員の互選により正・副委員長 2 名を選出する。

第 17 条（役員会）

第 18 条に規定する役員をもって構成し、必要に応じて会長がこれを招集する。

第 3 章 役員

第 18 条（役員）

この会に、次の役員を置く。

- 1 会長 1名（P 1）
- 2 副会長 3名（P 2、T 1）
- 3 書記 2名（P 2）
- 4 会計 3名（P 2、T 1）

第 19 条（役員を選出）

役員は、全会員の中より別に定める選出要領により選出する。

第 20 条（任期）

- 1 父母選出の役員の任期は、1年とする。ただし1年に限り再任を妨げない。
- 2 教員の役員の任期は、1年とする。ただし再任を妨げない。

第 21 条（役員の仕事）

- ・ 会長は、この会を代表し、会務を総括する。
- ・ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その仕事を代行する。
- ・ 書記は、総会・運営委員会の活動に関する重要事項を記録し、又書類を保管し、会の庶務を行う。
- ・ 会計は、この会の会計を処理する。

第 22 条（会計監査）

この会に、会計監査委員を2名（P 1、T 1）置く。

第 23 条（会計監査委員を選出）

会計監査委員は、全会員の中より別に定める選出要領により選出する。

第 24 条（任期）

会計監査委員の任期は1年とする。

第 25 条（任務）

- ・ 会計監査委員は、この会の会計を監査し、これを総会に報告する。
- ・ 会計監査委員は、必要に応じて全ての委員会に出席し、意見を述べるができるが、議決権はない。

第 4 章 会 計

第 26 条（会の運営費）

この会の運営費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

第 27 条（会費規定）

会費の額は、総会の議決を経て決める。

- 1 1 会員は 1 世帯とする。
- 2 転入の場合は、その月より月割換算とする。転出の場合、転出した翌月より月割換算して返金する。
- 3 会費は、指定日に金融機関の口座より引き落としとする。

第 28 条（会計年度）

この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年の 3 月 3 1 日で終わる。

第 5 章 個人情報取り扱い

第 29 条（利用目的）

この会は、取得した個人情報を次の目的で使用する。

- 1 会費の納入管理のため
- 2 総会資料作成、活動における行事等の案内（メール連絡含む）、および各イベント等への参加者の確認のため
- 3 活動の企画・検討・連絡調整のため
- 4 役員・委員等の選考・選出のため

第 30 条（取得）

この会は、次の個人情報を第 29 条に定めた利用目的を示した上で、PTA 会員より取得する。

- 1 氏名
- 2 住所
- 3 電話番号
- 4 メールアドレス
- 5 その他必要とするもので同意を得た事項等

第31条（保管）

この会が取得した個人情報は、この会が適正に管理する。

第32条（取り扱い）

この会は、個人情報の重要性を理解し、その取り扱いには十分注意を払わなければならない。

第33条（提供）

この会は、第29条に定めた利用目的で本人の同意を得た上で、取得した個人情報をPTA活動に関係する団体へ提供する。それ以外の第三者に対しては、提供しない。

第34条（破棄）

この会は、所有している個人情報について利用する必要が無くなった時は、遅滞なく破棄するものとする。破棄にあたっては、第三者が読み取れないよう破砕等の処置を施す。

第 6 章 付 則

第35条（学校長）

学校長は、この会と学校運営についての調整を行い、全ての会議に参加することができる。

第36条（特別委員会）

- ・ この会は、会長が必要と認めた時、運営委員会の承認を受けて設置する。

- ・ この会の委員長は、運営委員会に答申しなければならない。

第 37 条（会員の委員会への出席）

- ・ 会員は、全ての委員会を傍聴できる。
- ・ 会員は、全ての委員会に意見書を提出することができる。
- ・ 会員は、議長が必要と認めた時、委員会に出席し意見を述べることができる。

第 38 条（規約の改正）

この規約を改正するには、総会において出席者の 2 / 3 以上の同意を得なければならない。

第 39 条（規約の施行）

この会の規約は、昭和 59 年 4 月 28 日より施行する。

椿峰小学校PTA規約改正履歴

- ※ 平成 2 年 5 月 19 日 一部改正
改正箇所 第 6 条、第 10 条、第 11 条、第 12 条、第 15 条、第 16 条
- ※ 平成 4 年 5 月 16 日 一部改正
改正箇所 会計監査委員選出規定
- ※ 平成 5 年 5 月 15 日 一部改正
改正箇所 役員選出規定
- ※ 平成 11 年 5 月 15 日 一部改正
改正箇所 第 10 条の 1、第 11 条の 4、第 12 条の 3、4.[追記]
第 13 条の 1、3、第 15 条の 2、第 16 条の 2、第 20 条の 2、
第 27 条、組織図（*）
- ※ 平成 13 年 5 月 11 日 一部改正
改正箇所 組織図（*）
- ※ 平成 16 年 5 月 14 日 一部改正
改正箇所 第 27 条の 2、3.[追記]
- ※ 平成 18 年 5 月 12 日 一部改正
規約第 11 条（運営委員会の構成）に追記
規約第 12 条（運営委員会の任務）の議決権についての事項の改正
規約第 19 条の記述修正、及び【役員及び会計監査委員選出規定】の
要領化
規約第 27 条（会費規定）の 2 の改正
- ※ 平成 19 年 5 月 11 日 一部改正
改正箇所 第 13 条の 2、第 23 条
（*）組織図はしおりへ移行
- ※ 平成 20 年 5 月 9 日 一部改正 改正箇所第 16 条
- ※ 平成 22 年 5 月 14 日 一部改正
改正箇所 第 1 条（会の名称及び事務所）に追記
- ※ 平成 29 年 5 月 19 日 一部改正 改正箇所 第 16 条
- ※ 平成 30 年 5 月 11 日 一部改正
改正箇所 第 5 章 個人情報取り扱い 追記

【椿峰小学校PTA慶弔規定】

この規定は、会員に関係ある慶弔が生じた場合、次によって、慶弔の意を表し、会員相互の親睦をはかることを目的とする。

(1) 会員に関する次のものが死亡したときは、次の基準で弔意を表す。

会 員 5,000 円

児 童 5,000 円

(2) 会員・児童がPTA活動中の事故により、1週間以上入院する時は、3,000円の見舞金をおくる。

(3) 児童が傷病等により、1ヶ月以上入院するときは、3,000円の見舞金をおくる。

(4) その他慶弔の必要を生じた場合、また会長が必要と認めた場合は、そのつど協議する。

(5) この規定を改正するには、総会に於いて出席者の2/3以上の同意を得なければならない。

【役員及び会計監査委員選出要領】

規約第19条・第23条に基づく役員（本部）及び会計監査委員の選出は以下の通りとする。

- 1 年度末までに、現役員の実任のもと、役員候補者を募る。
- 2 1年から5年までの全学級より各学級1名以上の役員候補者を学級の代表者として選出する。
- 3 推薦受諾者及び立候補者と学級の代表者による互選により、最終的な次期役員候補者を決定する。
- 4 当期の運営委員会は、会長・副会長・書記・会計の候補者を承認し、議案として総会に提出する。
- 5 運営委員会で承認された会長・副会長・書記・会計の候補者は、総会に於いて承認を得る。
- 6 役員欠員が生じた時は、運営委員会が速やかに補充し、任期は前任者の残任期間とする。
- 7 父母会員の会計監査については、前年度の会計2名のうち1名が選出され総会において承認される。

- 8 この要領を改正するには、総会に於いて出席者の2/3以上の同意を得なければならない。

【運営委員会メンバーの職務免除規定】

第11条に基づく運営委員会メンバーの職務免除規定を以下の通りとする。

	役職	P T A本部	クラス委員	備考
P T A 本 部	会長	世帯免除	世帯免除	校外委員長職についても世帯免除。 副会長・書記・会計を2年間務めた場合、P T A本部・クラス委員・校外委員長共に世帯免除(会計監査は除く)
	副会長	世帯免除	子ども1人分	
	書記		免除(*)	
	会計			
校 外 委 員	委員長	世帯免除	子ども1人分 免除(*)	校外委員長職 世帯免除。
	副委員長	翌年のみ免除	—	
	各地区長	翌年のみ免除	—	
ク ラ ス 委 員	学年正副委員長	翌年のみ免除	—	
	教養正副委員長	翌年のみ免除	—	
	広報正副委員長	翌年のみ免除	—	

(*) 兄弟がいる場合、どの子どもに適用するかは任意とする。

※現運営委員は翌年に限り、運営委員となることを辞退できる。

所沢市PTA連合会総合補償制度の手引き

この補償制度は、PTAの会員とその学校の児童・生徒を対象として、PTA活動中の傷害と、PTA活動に伴う対人・対物賠償事故と、PTAが第三者から借用した財物に対して与えた損害に対する損害賠償金を、給付する総合補償制度です。

1. 加入資格

PTAの保護者会員、教師会員、及びその学校に通学する児童・生徒。

2. 加入方法

単位PTAにて全員一括加入を決定し、単位PTA会長名でPTA連合会へ申し込みます。PTA連合会事務局がとりまとめをし、連合会会長名で入会手続きをします。

3. 加入負担金

PTA会員一世帯につき年額110円とし、全会員分を一括して単位PTA会長が納付します。(※各PTAの加入負担金は、PTA名簿記載の世帯数に110円を乗じて算出します。)

4. 補償見舞金の内容

事故の種別		見舞金と支給区分	
死亡		200万円	
後遺障害		(14級に区分) 200万円～6万円	
傷害医療	入院の場合	1日につき 2,500円	入院・通院を合計して 180日が限度 通院のみは90日が限度
	通院の場合	1日につき 1,500円	
賠償責任	身体	1名 1億円	身体・財物とも 1事故につき1,000円 は自己負担です。
		1事故 2億円	
	財物	1事故 300万円	
保管物危険	1事故	10万円	1事故につき5,000円 は自己負担です。
		補償期間中500万円	

5. 補償見舞金の給付対象

P T Aが主催または共催する、あらかじめ定められた行事に限ります。

- ・ 日本体育・学校保健センターの対象となっている学校管理下の事故は適用になりませんが、学校管理下外のP T A活動下の事故は全て適用対象になります。また、P T Aの保護者会員（代理参加の祖父母・肉親・未就学児童も含む）、教師会員、その学校の児童・生徒が対象になります。
- ・ かけ込み 110 番

6. 補償見舞金の給付範囲

各P T Aの管理下において、あらかじめ定められた行事計画に基づきP T A活動中におきた事故に対し、会員に給付されます。

《P T Aの管理下と活動範囲》は、以下の通りです。

- ① 会員が所属するP T A行事に参加している間に被った傷害を補償します。
(集合から解散まで)
- ② P T A行事に参加するために、P T Aが指定する集合・解散場所と会員の自宅との通常の経路による往復途中に被った傷害を補償します。
- ③ 会員があらかじめ定められた行事計画を推進するために必要な調査活動、打ち合せ準備活動で被った傷害及び往復中の傷害を補償します。
- ④ 会員があらかじめ定められた会議、総会、役員会、研修会、視察などへの参加中およびその往復中に被った傷害を補償します。
- ⑤ P T A活動を行っている時
 - ・ P T Aの役員や責任者の不注意、管理や指導のミスによって児童・生徒、保護者会員、教師会員またはその他の第三者の身体・財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。
 - ・ 第三者から借用していたスポーツ用具などを破損したことについて、管理者として法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。

椿峰小学校PTA規定及び要領改正履歴

- ※ 平 18 年 5 月 12 日 一部改正
 - 【椿峰小学校PTA慶弔規定】に追記
 - 【役員及び会計監査委員選出規定】の要領化
- ※ 平成 19 年 5 月 11 日 一部改正
 - 【役員及び会計監査委員選出要領】の改正
- ※ 平成 25 年 5 月 10 日 一部改正
 - 【役員及び会計監査委員選出要領】の改正
- ※ 平成 26 年 4 月 16 日 一部変更
 - PTA総合補償制度の手引きの加入負担金の変更
- ※ 平成 29 年 5 月 19 日 一部改正
 - 【役員及び会計監査委員選出要領】の改正
 - 【運営委員会メンバーの職務免除規定】を追記